

常滑市立小鈴谷小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 小鈴谷小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 小鈴谷小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① いじめなどの悩みをもつ児童を早期発見し、全教職員の共通理解のもとで、保護・援助していく。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、P D C Aサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。
- ④ 問題を抱えている当事者同士だけでなく、クラス・学年・地区等周囲の児童の指導方法について検討する。
- ⑤ 担任一人で抱え込まないために、保護者の対応や関係機関との連携などを全職員で取り組む。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の設置（職員会議にて行う場合を含む）

＜実施回数＞ 年3回程度（学期に1回程度）

＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー等

＜役 割＞ ①学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価

- ②教職員の共通理解と研修
- ③児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④いじめアンケートの集約及び対応の検討

(2) 生活指導部会の設置

- <実施回数> 随時（必要に応じて）
- <構成員> 生活指導主任、養護教諭、通学団・安全指導・体育・給食・清掃担当者
- <役割> ①いじめ問題に関する情報交換
- ②いじめ問題に関する連携の協議

(3) 職員会議での情報交換

- <実施回数> 月1回（毎職員会議後）
- <構成員> 全教職員
- <役割> ①いじめ問題に関する情報交換
- ②いじめ問題に関する校内連携の協議

(4) 緊急対策会議の設置

- <実施回数> いじめ事案発生時
- <構成員> 校長、教頭、教務、校務、生活指導主任、発生学年教諭、養護教諭
事案による関係者（SC、市教委、警察、児相、こども課、社協等）
- <役割> ①事案の指導体制と方針決定
- ②事実確認と情報の共有
- ③関係児童への指導・支援と保護者との連携
- ④関係機関への連絡と連携
- ⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 認め合う学級づくり
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
 - ・教育相談時には、お互いのよいところを見つけるために、いいところ貯金を実施する。
- 楽しく分かる授業づくり
 - ・日々の授業を大切にし、全ての児童が授業に参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。授業のユニバーサルデザインの視点に立ち、支援の工夫をする。
 - ・公開授業を積極的に実施し、授業規律や教師の適切な言動も含め、互いに授業を見合うことで楽しく分かる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- 異学年交流の充実
 - ・カラー班遊び等の行事を通して、異学年との交流を図り、相手に対する思いやりのある態度を育成する。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
 - ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のためにも授業公開を行う。
 - ・人権週間では児童会を中心に、児童自ら人権尊重やいじめ問題について考える機会をつくり、児童同士の人権意識の高揚を図る。他学年の児童のよいところを見つける、

人権に関する児童会企画を計画する。

○保護者や地域への働きかけ

- ・「鈴溪だより」（学校通信）等、各種通信やPTAの各種会合、保護者会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

（２）いじめの早期発見の取組

○いじめアンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に行うためにいじめアンケートを実施する。（６月・１１月・２月）
- ・いじめアンケートは３年間保管する。

○教育相談の充実

- ・児童との会話や連絡帳、日記、保健室の様子等、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を年３回設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。（６月・１１月・２月）

○外部相談窓口の紹介

- ・学校や親に相談できない場合、いじめ電話相談等の外部相談窓口を紹介する。
- ・必要に応じて県派遣及び市スクールカウンセラーに来校依頼し、児童へ紹介する。

○カウンセリングマインドの向上

- ・教職員にさまざまなスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を講師とする研修を実施する。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ・毎日、連絡帳を確認し、必要に応じて保護者と連絡を取れるようにする。

（３）いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○市教育委員会との連携

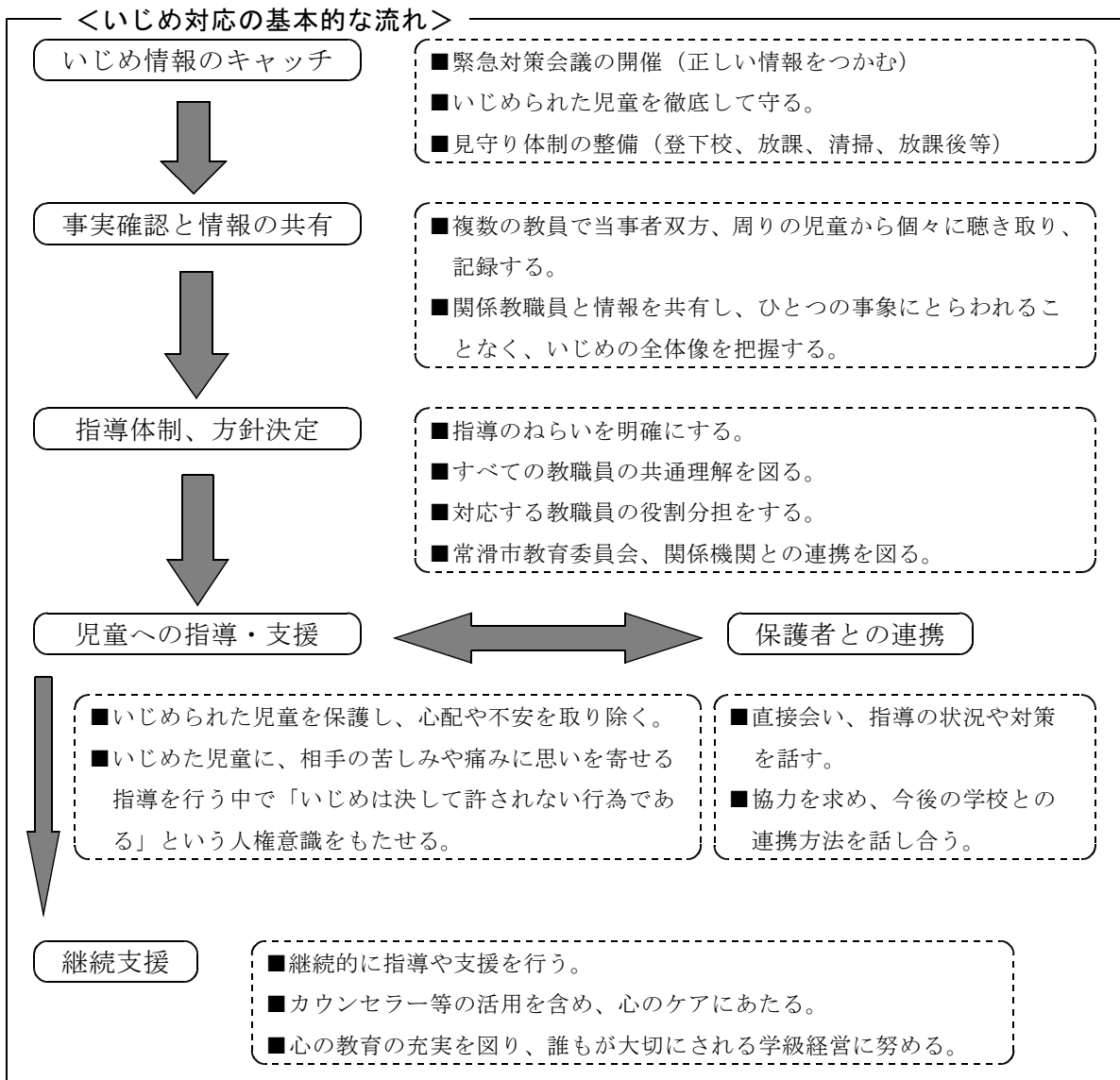
- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教委、警察署、児童・障害者相談センター、こども課、社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で取り組む。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。



(4) ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、「鈴溪だより」（学校通信）等、各種通信やPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルにかかわる学活や道徳の授業、学校保健委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。
- ・スマホ・ケータイ安全教室を高学年対象に実施し、近年多く見られるネット上のいじめ問題について学ぶとともに、ネット上のいじめ防止を呼びかける。

○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

(5) いじめの解消の判断

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（インターネット含む）。止んでいる期間は少なくとも「3か月」を目安とする。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・年間30日が目安
 - ・連続して欠席しているような場合は、常滑市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - ・重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

○学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

○いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

○「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、学校のホームページに掲載する。

○長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

■いじめ防止年間指導計画

	対策委員会等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	いじめ・不登校対策委員会 ・基本方針、指導計画等	○入学式・学級開き ○ニコすず集会 ○相談窓口やSCの生徒、保護者への周知	○相談窓口やSCの生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA委員会 ○授業公開 ○PTA総会 ○学級懇談会
5月		○ふれあい遠足 ○修学旅行（6年）		○PTA委員会
6月	いじめ・不登校対策委員会 ・情報共有、教員研修等	○学校保健委員会 ○野外教育活動（5年）	○いじめアンケート① 教育種炎①	
7月				○個人懇談会 ○学校評議員会
8月	職員会議 生活指導部会 ・情報交換 (月1)	○教員研修		
9月			○身体測定	○授業公開日 ○PTA委員会
10月	緊急対策会議 (事案発生時)	○運動会		○PTA委員会
11月		いじめ・不登校対策委員会 ・情報共有、教員研修等	○学校保健委員会	○いじめアンケート② 教育種炎②
12月		○もちつき会 ○人権週間 ・いじめ防止標語		○学校評価アンケート ○個人懇談会 ○資源回収
1月			○身体測定	○PTA委員会 ○授業公開日 ○学校評議員会
2月		○愛校作業（6年）	○いじめアンケート③ 教育種炎③	
3月	いじめ・不登校対策委員会 ・本年度のまとめ ・次年度の課題検討	○6年生を送る会 ○卒業式		○民生児童委員との懇談会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝会や学級における講話 ○分かる授業の充実 ○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○日々の情報交換